

緊急事態宣言を受けた議会の対応方針について（一部改正）

- これまで、情報の収集が可能で、議会体制が維持されていることから議会としては、申し合わせの危機発生事案の宣言は行わず、これに準じた扱いとして対応してきたところである。
- しかし、今回、兵庫県が緊急事態宣言の地域指定がなされたことを受け、新型コロナウイルス感染症の拡大を県民の生命等を脅かす重大な危機事案として捉え、議長において申し合わせに基づく危機事案の発生を宣言する。※
- については、申し合わせに基づき、議会が一体となって迅速かつ的確に対応できるよう、下記事項を本日の会議で確認し、各会派並びに議員各位にお願いする。

記

1 議員の健康確保

- (1) マスク着用等咳エチケット、手洗い消毒の徹底
- (2) 生活の維持に必要な場合を除く外出や会合の自粛
- (3) 会議等における3密を回避する取組（換気の実施、席の間隔、出席者のあり方）
- (4) 健康情報の報告
発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がみられる場合（無症状であっても濃厚接触者とみなされた場合を含む）は、自宅で療養し、議員→各会派幹事長等→議長（事務局）へ報告すること。

2 情報等の一元化

- (1) 情報収集のあり方
 - ① クラウドメールの活用
 - ② 代表者会議への報告
 - ③ 必要に応じた常任委員会への報告
- (2) 当局への要望・確認のあり方
 - ① 議員において、確認、その他照会事項があれば、会派執行部を通して当局に申し出る。
 - ② 会派間の調整が必要な場合は議長が調整し、一体的に当局への要望を行う。
 - ③ ただし、会派として単独で行う必要がある時は、その旨を議長に報告する。

改めて議長から当局に徹底を要請

3 代表者会議の開催

新型コロナウイルス感染症への議会対応についての調整会議として代表者会議を開催する。

- (1) 開催
 - ① 緊急事態宣言中、毎週金曜日（16:00～17:00）は必要なときに開催できるよう日程の確保をお願いする。（開催の有無は事前に事務局より連絡）
 - ② それ以外の場合でも必要な場合は、各会派の代表と調整のうえ、適宜開催することとする。
- (2) 議題
 - ① 当局から報告の必要があるとの申出があるとき、もしくは議会が当局からの報告が必要と考えるとき
 - ② 常任委員会、その他の会議のあり方について検討の必要があるとき
 - ③ 議会として国への要望等対応が必要と考えられるとき

4 議員が感染した場合の対応

- (1) 議員氏名を公表する。

※この宣言は、議会内の申し合わせに基づき、議会内の対応が必要と議長が議会内部に対して発したもので、対外的に宣言するものではない。